

関西広域連合規約の改正案

令和 5 年 10 月 14 日
本 部 事 務 局

1 改正内容

奈良県全部参加に係る規約改正

「広域防災」（規約第 4 条第 1 項第 2 号）、「広域観光・文化・スポーツ振興」（同項第 3 号）の 2 分野への参加から全事務への参加（規約第 4 条第 2 項、第 8 条、別表の改正）

2 規約変更案

関西広域連合規約

改正箇所はゴシック部分

第 1 条～第 3 条 （略）

（広域連合の処理する事務）

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1)～(9) (略)

- 2 前項各号に掲げる事務のうち、~~同項第 1 号ア（同項第 4 号から第 8 号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第 4 号から第 8 号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、~~同項第 1 号ア（同項第 2 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第 2 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第 3 号（ア及びイに係る事務に限る。）、第 5 号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第 7 号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

3 (略)

第 5 条～第 7 条 （略）

（広域連合の議会の定数）

第 8 条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、~~39 人~~40 人とする。

第 9 条～附則 （略）

別表（第20条関係）【変更箇所のみ抜粋】

	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
事業費	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10)
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割 (ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては、均等割) 10分の10

附 則

(施行期日)

1 この規約は、広域連合長が規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 関西広域連合は、この規約の施行の前においても、総務大臣の許可のあった日から、次に掲げる事務（奈良県に係るものに限る。次項において「特定事務」という。）の実施に必要な準備行為をすることができる。

(1) 改正後の関西広域連合規約（次号及び次項において「新規約」という。）第4条第1項第1号に掲げる事務（同号アに掲げる計画のうち同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する部分に係るものに限る。）

(2) 新規約第4条第1項第4号から第8号までに掲げる事務
(負担金の徴収に係る経過措置)

3 広域連合長が規則で定める日までの間における特定事務に係る経費の負担については、新規約第20条及び別表の規定により難しい場合は、関係団体で協議して定める。

3 スケジュール（予定）

令和5年9月23日	広域連合委員会において規約改正案協議
10月14日	広域連合議会総務常任委員会（規約改正に係る状況報告）
12月頃	構成府県市議会への規約改正案の提出
令和6年1月上旬	総務大臣への規約改正許可申請
—	総務大臣の許可
4月1日	規約改正施行